

## 特定個人情報の保護のための措置について

### 1 検討・確認事項

特定個人情報の保護のため、番号法第 31 条に基づき、同法第 29 条に規定される以下の項目について条例改正を行う必要がある（※特定個人情報に含まれる「情報提供等記録」の保護については別途規定（第 30 条））。

(1) 目的外利用の制限、(2) 提供の制限、(3) 開示・訂正・利用停止請求、(4) 利用停止事由の追加、(5) 開示手数料の減免、(6) 他の法令による開示の実施との調整

#### (1) 目的外利用の制限（※情報提供等記録を除く）

番号法では、目的外利用が許容される例外事由を一般法よりもさらに厳格に限定し、以下のいずれかに該当する場合にのみ、情報提供等記録を除く特定個人情報を目的外利用することができる。

ア 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるかまたは本人の同意を得ることが困難であるとき（第 29 条 1・2・3 項、第 32 条）

イ 激甚災害時等であって番号法第 9 条第 4 項に規定された要件をみたすとき（第 9 条 4 項、第 29 条 2・3 項、第 32 条）

#### 【参考①】 特定個人情報を利用できる場合（※情報提供等記録を除く）】

目的内利用	① 番号法別表第 1 に記載された範囲（第 9 条 1 項）
	② 福祉、保健、医療その他の社会保障、地方税、防災に関する事務またはこれらに類する事務であって、条例に規定された範囲（第 9 条 2 項）
	③ 上記①②の事務の処理のために、法令または条例に基づき、他人の個人番号を利用した事務を行う範囲（第 9 条 3 項）
	④ 特定個人情報保護委員会による調査等、第 19 条 11 号から 14 号までに該当する範囲（第 9 条 5 項）
認められる目的外利用	① 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるかまたは本人の同意を得ることが困難であるとき
	② 激甚災害時等であって、第 9 条 4 項に規定された要件を満たす範囲 ※ただし、地方公共団体において、所得税法第 225 条 1 項 1、2、4、5、6 号に該当する者がいる場合のみ

## (2) 提供の制限

番号法では、特定個人情報を提供することができる場合を、番号法第 19 条に列挙された場合のみに限定している。

- ア 個人番号利用事務（※1）の処理に必要な限度（第 19 条 1 号）
- イ 個人番号関係事務（※2）の処理に必要な限度（同 2 号）
- ウ 本人による個人番号利用事務等実施者への提供（同 3 号）
- エ 地方公共団体情報システム機構が保存する本人確認情報の提供（同 4 号）
- オ 委託、合併等に伴う事業承継（同 5 号）
- カ 住民基本台帳法の一定の規定に基づく場合（同 6 号）
- キ 情報提供ネットワークシステムの使用（同 7 号）
- ク 地方税法に基づく国税連携・地方税連携（同 8 号）
- ケ 条例に基づく同一地方公共団体内の機関間の提供（同 9 号）
- コ 社債・株式等の振替制度における提供（同 10 号）
- タ 特定個人情報保護委員会への提供（同 11 号）
- チ 国会法等に基づき、一定の公益上の必要があるとき（同 12 号）
- ツ 生命・身体・財産の保護（同 13 号）
- テ 特定個人情報保護委員会規則に基づく場合（同 14 号）

### ※1：個人番号利用事務

社会保障・税・防災事務のうち番号法に基づき個人番号を利用することが認められた事務（参考①「目的内利用」①、②に係る事務）

### ※2：個人番号関係事務

行政機関や民間事業者が職員・従業員から提示された個人番号を法定調書に記載して税務署へ提出する場合等、個人番号利用事務に関して、法令に基づき行われる他人の個人番号を利用する事務

### 【参考②】 条例（抜すい）

（利用及び提供の制限）

第 9 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に規定があるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。